

会員に対する処分及び勧告について

本協会は、本日、本協会の会員に対し、下記のとおり定款第19条第1項に基づく処分及び同第16条に基づく勧告を行いました。

記

I 株式会社パンタ・レイ証券

1. 処分内容及びその理由等

(1) 処分内容

過怠金300万円の賦課

(2) 処分の対象となる行為

- ① FX事業部部員は、その業務に関し、平成19年8月にロスカットされたことなどにより生じた外国為替証拠金取引に係る顧客の損失及び逸失利益について、顧客より財産上の利益を提供するよう要求を受け、独断でこれに応ずる旨を約束し、同19年9月5日、同月10日及び同年10月9日の3日間、計6回にわたり、管理端末に架空の新規・決済注文を入力することで決済益を出す方法、又は約定データの単価を変更して決済損を少なくする方法により、計12,580,000円の財産上の利益を提供した。
- ② 同社は、(イ)平成19年7月13日から同年8月9日までの間に発生した8回の外国為替証拠金取引に係るシステム障害発生時において、損失を受けた顧客10名に対し、同年7月13日から同年9月4日にかけて、計7,888,292円の損失補てんを行いながら、これらについて、近畿財務局長に届出を行っていなかった。
また、(ロ)同年7月20日及び同年8月9日に発生した2回のシステム障害発生時においては、損失を受けた顧客3名に対し、同年8月6日及び同年9月4日、損失額を超える計47,100円の財産上の利益を提供していた。
- ③ 同社は、平成19年6月から同年9月までの間に、外国為替証拠金取引に係るシステムにおいて、少なくとも18件のシステム障害を発生させており、これらのシステム障害においては、顧客の取引に損失を与えたものも多数含まれている。しかしながら、同社においては、システム障害時における対応手順が確立されておらず、顧客の損失の発生状況すら把握せず、担当者が場当たりの対応に終始し、組織的な対応が行われていない。
また、同社においては、システムリスク管理を一部の使用人に任せきりとし、全社的なシステムリスク管理態勢が確立されていないことから、上記①のとおり、FX事業部部員が、顧客からの要求に応じ、単独で、管理端末より架空取引を入力して財産上の利益を提供していたことを看過している。

以上のように、同社におけるシステムリスク管理態勢については、極めて杜撰である状況が認められた。

(3) 処分理由

同社の行為は、①については、金融商品取引法第39条第1項第3号（ただし、平成19年9月29日以前の行為については、金融先物取引法第76条第9号に基づく金融先物取引法施行規則第25条第3号）、金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則第4条、金融先物取引業務取扱規則第3条及び金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則第3条に違反するものである。

②(イ)については、金融先物取引法施行規則第29条の2第2項の規定による届出を行っていないことから金融先物取引法83条に違反し、(2)②(ロ)については同法第76条第9号に基づく金融先物取引法施行規則第25条第3号に該当すると認められる。

また、③については、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第14号に規定する「金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況に該当すると認められる。

以上より、定款第19条第1項第3号の規定に該当すると認められること。

2. 勧告内容

定款第16条に基づき、法令、諸規則の遵守及び内部管理体制の充実、強化の徹底を勧告

II 常盤Investments株式会社

1. 処分内容及びその理由等

(1) 処分内容

過怠金100万円の賦課

(2) 処分の対象となる行為

常盤Investments株式会社は、インターネットを主体とした外国為替証拠金取引を行っているところ、外国為替証拠金取引に係るシステムの保守管理等については、業務委託先に対し全面的に一任している状況にあり、同社自らが、システム障害の発生状況すら把握・管理する態勢になかった。

今回検査において、同社におけるシステム障害の発生状況について検証したところ、業務開始日から検査基準日までの約16か月間において、少なくとも30件のシステム障害が発生していることが認められ、これらのシステム障害の中には、外国為替証拠金取引に係る顧客の注文が発注できないなどの顧客の取引に重大な影響を与えるものが複数含まれていた。しかしながら、同社は、当該システム障害による顧客の損害発生状況を一切確認せず、損失補てん等の必要な顧客対応も行っていなかった。

(3) 処分理由

同社は、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第14号に規定する「金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況にあり、定款第19条第1項第3号の規定に

該当すると認められること。

2. 勧告内容

定款第16条に基づき、法令、諸規則の遵守及び内部管理体制の充実、強化の徹底を勧告

III サクセット株式会社

1. 処分内容及びその理由等

(1) 処分内容

過怠金200万円の賦課

(2) 処分の対象となる行為

同社が行っている店頭外国為替証拠金取引業務において、同社が顧客に対して交付している契約締結前交付書面等に記載された方法と異なり、取引通貨の売付け及び買付けの価格の双方があるにもかかわらず、顧客に対してこれらを同時に提示しておらず、値決め担当者が売付け及び買付けの価格を任意に決定している状況にあった。

こうした状況の中、同社の値決め担当者である管理部係長代理は、平成19年5月から同年6月頃、為替相場が円安傾向にあったため、顧客が行ったNZドル/円取引の買建てについて、反対売買を行ったならば、利益を得ることができると認識した。

管理部係長代理は、上記記載の業務状況にあつて、通常、顧客からの注文を成行で受注していたことを奇貨として、上記記載の認識に基づき行った本件NZドル/円取引の反対売買について、顧客との間の取引は、同社カバー先の提示レート（対顧客との間の値決めにおいて当社が参照するとしている価格）より大幅に低い価格で約定処理を行う一方で、同社カバー先との間の取引は提示レートで約定することにより、対顧客と対同社カバー先との取引による差額分を同社に帰属させることを企図した。

管理部係長代理は、上記記載の企図のもと、平成19年6月12日から同月15日にかけて、同社の各営業員に対し、本件NZドル/円取引の買建てに係る仕切り売り希望の有無を確認するよう指示し、かかる指示を受けた営業員が取引の勧誘を行った。この結果、売付け及び買付けの価格の双方があるにもかかわらず、顧客に対してこれらを同時に提示することなく、46顧客から仕切り売り注文（成行）を受注し、同社カバー先が提示する価格より、さらに1通貨単位当たり約4円から2円低い価格で約定した。

一方、管理部係長代理は、当該約定後、同社カバー先における仕切り売りを提示レートで行うことにより、同社は対顧客と対同社カバー先との取引の差額として、売買益48,526,300円（同社が顧客に説明しているスプレッド、手数料を除く。）を取得した。

同社の行為は、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第20号に規定する「店頭金融先物取引について、売付け及び買付けの価格の双方がある場合に、これらの価格を同時に提示していない状況」、金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則第4条及び金融先物取引業務取扱規則第3条に違反し、定款第19条第1項第3号の規定に該当すると認められること。

(3) 処分理由

同社の行為は、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第20号に規定する「店頭金融先物取引について、売付け及び買付けの価格の双方がある場合に、これらの価格を同時に提示していない状況」、金融先物取引業務に従事する従業員等のサービスに関する規則第4条及び金融先物取引業務取扱規則第3条に違反し、定款第19条第1項第3号の規定に該当すると認められること。

2. 勧告内容

定款第16条に基づき、法令、諸規則の遵守及び内部管理体制の充実、強化の徹底を勧告

以 上